

## 青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇談会設置要綱

## 1 設置

青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の推進に当たり、事業者等の意見を幅広く取り入れることを目的として、青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

## 2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について、必要な意見交換等を行う。

（１） 総合戦略の推進に関すること。

（２） その他地方創生に関すること。

## 3 組織

懇談会は、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する産業界、金融機関等の代表者を委員とし、５人以内をもって組織する。

## 4 会長および副会長

（１） 懇談会に会長および副会長を置く。

（２） 会長および副会長は、委員が互選する。

（３） 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

（４） 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## 5 会議

懇談会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

## 6 意見の聴取等

会長は、懇談会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

## 7 報告

会長は、懇談会の会議の経過および意見等を市長に報告する。

## 8 庶務

懇談会の庶務は、企画政策担当課において処理する。

## 9 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会が定める。

## 10 実施期日

この要綱は、平成28年4月12日から実施する。